

いじめ防止等の基本方針新旧対照表（主な改定部分を抜粋）

旧	新
<p>策定の背景</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、<u>生涯にわたって深刻な影響を与える危険性があるものである。</u></p> <p>いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。</p> <p>米原市（以下「市」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条および国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見および早期解決（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「米原市いじめの防止等のための基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。</p>	<p>策定の背景</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、<u>後に至るまで深刻な影響を与える危険性があるものである。</u></p> <p>いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。</p> <p>国では、平成25年6月、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が成立し、基本的な理念や体制が整備された。</p> <p><u>法では「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策に関する基本理念として、いじめは全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であると認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。」と定めている。</u></p> <p><u>また、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、国の「いじめ防止等のための基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が改定（平成29年3月）され、さらに県の「滋賀県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が改定（平成29年9月）された。</u></p> <p><u>これらを受けて、米原市（以下「市」という。）は、法第12条および国、県の基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「米原市いじめの防止等のための基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。</u></p>
<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</p> <p>（1）いじめの定義</p> <p>「いじめ」とは、法第2条において</p> <p>「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。</p>	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 ※下段参照</p> <p>2 いじめの定義</p> <p><u>いじめについては、以下のように定義する。</u></p> <p>「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法 第2条）</p> <p><u>○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って判断する。</u></p> <p><u>○いじめへの対応は個々の教職員のみによることなく、小中学校における学校いじめ対策組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を活用し、組織的にいじめに該当するか否かを判断する。</u></p> <p><u>○けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</u></p>

<p>具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団から無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む。）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等 	<p>○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
<p>(2) いじめの防止等に関する基本理念</p> <p><u>いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るもので、また、学校生活に限らず様々な社会生活においても起こり得る。とりわけ、冷やかしや嫌がらせ、いじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。</u></p> <p>また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせ得る。</p> <p>加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」および周辺で黙って見守っている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。</p> <p>いじめは絶対に許されるものではない。しかし、いじめ行為に至るには、友人関係、学級の状態、学力、教師の関わり、児童生徒の生育歴、被虐待経験等の要因や背景が存在する。いじめ行為について厳しく対処することはもちろん、児童生徒についての情報を多面的に集め、児童生徒の行動に潜む要因や背景も十分に<u>分析</u>し、早期解決および再発防止に努めるものとする。</p>	<p><u>1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</u></p> <p><u>いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものであり、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要である。</u></p> <p>いじめは絶対に許されるものではない。しかし、いじめに至るには、友人関係、学級の状態、学力、教師の関わり、児童生徒の生育歴、被虐待経験等の要因や背景が存在する。いじめの行為について厳しく対処することはもちろん、児童生徒についての情報を多面的に集め、児童生徒の行動に潜む要因や背景も十分に<u>アセスメント（分析）</u>し、早期対処および再発防止に努めることが重要である。</p> <p><u>いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要である。あわせて児童生徒自身の力でいじめの問題を解決できるよう支援していくことが重要である。</u></p> <p><u>また、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域と積極的に連携することが重要である。</u></p> <p><u>市ではこうした「子どもの目線」に立って、子どもにとって安心安全な学校をめざし、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。</u></p> <p><u>3 いじめの防止等のための組織の設置</u></p>
<p>(3) 米原市いじめ防止基本方針策定の目的</p> <p>市の基本方針は上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止等を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。</p>	<p>—(3) 米原市いじめ防止基本方針策定の目的—</p> <p>市の基本方針は上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止等を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。</p>

<p>第2 いじめの防止等のために米原市が実施する施策</p> <p>※(1) いじめの防止等のための組織の設置</p> <p>(2) 米原市および米原市教育委員会の取組</p> <p>④ 教職員等(各種団体指導者を含む。)の資質の向上および人材の確保</p> <p>○教育委員会は、研修の充実を通じた教職員等の資質向上および必要に応じた人材の確保に努める。</p> <p>特に、小中学校においては、教職員がいじめの防止等の資質向上のため、「米原市いじめの防止・対応マニュアル」による研修、米原市教職員全員研修会、生徒指導担当者研修会、人権教育推進主任研修会、人権教育に係る学校訪問等、研修の推進に努め、全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育の充実を図る。</p> <p>○教育委員会は、小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言または援助を行う(米原市いじめ等対応支援員の派遣、指導主事等による定期的な学校訪問等)。また、教育委員会は、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、いじめを隠さず、その未然防止や早期発見、解決に向けて迅速かつ組織的な対応等を評価するよう、小中学校に対して指導・助言を行う。</p> <p>⑤ 啓発活動の推進</p> <p>○市および教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、家庭、小中学校、地域および関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。</p> <p>○教育委員会は、インターネット等を通じて行われるいじめの現状や危険を理解するための啓発活動を、児童生徒や保護者に対して実施する。</p>	<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>※上段参照 「第1 3 いじめの防止等のための組織の設置」へ移動</p> <p>1 いじめの防止等のために米原市が実施する取組</p> <p>(4) 教職員等(各種団体指導者を含む。)の資質の向上および人材の確保</p> <p>①教育委員会は、<u>いじめ防止等に関する研修の充実を通じた教職員等の資質向上および必要に応じた人材の確保に努め、全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育の充実を図る。</u></p> <p>②教育委員会は、小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言または援助(米原市いじめ等対応支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣等。)を行う。また、教育委員会は、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、いじめを隠さず、その未然防止や早期発見、解決に向けて迅速かつ組織的な対応等を評価するよう、小中学校に対して指導・助言を行う。</p> <p><u>(5) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)に対する対策の推進</u></p> <p>①情報モラルや情報リテラシーを身につけさせる教育を推進し、児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発に努める。</p> <p>②インターネット上のいじめは匿名性が高く、インターネット上で一度、拡散すると消去は困難であり、いじめの被害者にとどまらず、家庭や地域に多大な被害を与える可能性がある。また、インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねないことを理解させる取組を行うとともに犯罪となり得ることを理解させる取組を推進する。</p> <p>③インターネット上のいじめに関する事案に迅速に対処するため、警察と連携して対応する。</p> <p>(6) 啓発活動の推進</p> <p>①市および教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性およびいじめに係る相談制度等について、家庭、小中学校、地域および関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。</p> <p>②市および教育委員会は、各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした研修会などを開催し、家庭教育支援活動を支援する。</p> <p>○教育委員会は、インターネット等を通じて行われるいじめの現状や危険を理解するための啓発活動を、児童生徒や保護者に対して実施する。</p>
<p>第3 いじめの防止等のために小中学校が実施する施策</p> <p>(2) 小中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくり</p> <p>○小中学校は、校長がリーダーシップをとり、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじ</p>	<p><u>(2) 小中学校における学校いじめ対策委員会の設置</u></p> <p>法第22条に基づき、小中学校に、学校いじめ対策委員会を常設する。学校いじめ対策委員会は、特定の教</p>

<p>めの防止等に実効的に取り組む組織を設置する。この組織は、全教職員でいじめの防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、学校の基本方針が学校の実情に即して機能しているかを検証する。</p> <p>○小中学校は、定期的にいじめの防止等の取組評価アンケートを実施し、その結果の分析や基本方針の見直し等もこの組織において行う。学校のいじめの防止等のPDCAサイクルの推進組織とする。</p>	<p><u>職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行い、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや外部専門家等が参加しながら、より実効的ないじめ防止等の対策に取り組む。</u></p> <p><u>学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ防止等に取り組むに当たって次のような役割について、中核となる役割を担う。</u></p> <p><u>①未然防止</u></p> <p>○ <u>いじめの未然防止のため、いじめを許さない環境づくりを行う。</u></p> <p><u>②早期発見・早期対応</u></p> <p>○ <u>いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を果たす。</u></p> <p>○ <u>いじめの早期発見・早期対処のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。</u></p> <p>○ <u>いじめに係る情報があった時にはすぐに、いじめ対策委員会を開催し、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。</u></p> <p>○ <u>いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。</u></p> <p><u>③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組</u></p> <p>○ <u>学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。</u></p> <p>○ <u>学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。</u></p> <p>○ <u>学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校の基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)</u></p>
<p>(3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>① いじめの防止</p> <p>○小中学校は、児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。</p> <p>○小中学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育および体験活動の充実を図る。</p> <p><u>○小中学校は、児童生徒一人一人を大切にされた指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にされた学級経営を目指す。学級経営の要は教職員の人権感覚であることを忘れずに、日々の教育活動に取り組む。</u></p> <p>○小中学校は、児童生徒、保護者および教職員に対していじめを防止することが重要であることの理解を深めるための啓発等を行う。</p>	<p>(3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>① いじめの未然防止</p> <p>○小中学校は、児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。</p> <p>○小中学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育および体験活動の充実を図る。</p> <p><u>○小中学校は、いじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論する活動や命の大切さを学ぶ活動など、児童生徒の自主的な企画および運営による活動を促進する。</u></p> <p>○小中学校は、児童生徒、保護者および教職員に対していじめを防止することが重要であることの理解を深めるための啓発等を行う。</p> <p>④いじめに対する措置</p> <p>被害児童生徒はもちろん、加害児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p><u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件のことを言う。</u></p> <p><u>アいじめに係る行為が止んでいること。</u></p>

	<p><u>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</u></p> <p><u>イ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。</u></p> <p><u>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</u></p> <p><u>いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。</u></p>
<p>第4 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態の発見と調査</p> <p>① 重大事態の定義</p> <p>重大事態とは、次に掲げる場合とする。</p> <p>○いじめにより児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。</p>	<p>3 重大事態への対処</p> <p><u>いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応する。</u></p> <p>(1) 重大事態の発見と調査</p> <p>① 重大事態の定義</p> <p><u>重大事態については、以下のように定義し、市および小中学校はその事態の報告・調査を行う。</u></p> <p>一 <u>いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</u></p> <p>二 <u>いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(いじめ防止対策推進法第28条一項)</u></p> <p><u>○法第28条第1項一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合とする。</u></p> <p><u>○法第28条第1項二号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または小中学校の判断により、迅速に調査に着手する。</u></p> <p><u>○また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</u></p>
	<p>第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項</p> <p><u>本基本方針およびこれに基づく施策の実施に当たってはPDCAサイクルに基づき、実施状況を評価点検し、必要に応じて見直しを行うこととする。</u></p> <p><u>また、市はいじめの防止等のための対策を推進するために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>